

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和元年7月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900004号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900029号

第1 結論

請求者のA社B支店(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和55年6月1日から昭和54年3月10日に訂正し、昭和54年3月から昭和55年5月までの標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和54年3月10日から昭和55年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年3月10日から昭和55年6月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年3月10日から昭和55年6月1日まで

A社B支店に昭和54年3月10日に入社し、健康保険組合及び雇用保険の被保険者資格取得日は同日と記録されているにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得日は、昭和55年6月1日と記録されている。請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたので、調査の上、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険及びD健康保険組合の記録並びに複数の元同僚の回答から、請求者は、請求期間において、A社B支店に勤務していたことが認められる。

また、C社は、請求者は請求期間において、正社員として勤務していた旨回答しているところ、A社B支店の請求期間当時の社会保険事務担当者は、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入しない取扱いはなく、従業員の入社月から厚生年金保険料を控除していた旨回答している。

さらに、A社B支店において請求者と同時期に入社したとする元同僚は、昭和54年*月*日から昭和56年*月*日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録がなかったが、自身が保管していた給与明細書において厚生年金保険料が控除されていたので、平成22年に年金記録確認の申立てをした結果、被保険者記録が訂正された旨陳述している上、別の元同僚は、請求者は請求期間及び請求期間後において、正社員として勤務しており、勤務形態に変更はなかった旨陳述している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、A社B支店において、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A社B支店において請求者と同時期に入社したとする元同僚の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、請求期間において、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金

保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900050号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900030号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成24年6月25日は56万6,000円及び平成27年12月4日は89万4,000円とすることが必要である。

平成24年6月25日及び平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年6月25日
② 平成27年12月4日

請求期間①及び②にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間①において標準賞与額56万6,000円及び請求期間②において標準賞与額89万4,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間①に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

また、オンライン記録により、事業主が請求者に係る産前産後休業(平成27年*月*日から平成28年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2の2において、産前産後休業をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間②に係る標準賞与額の記録についても、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①及び②に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、請求期間①は56万6,000円及び請求期間②は89万4,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900071号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900031号

第1 結論

請求者のA社における平成27年12月4日の標準賞与額に係る記録を57万9,000円とすることが必要である。

平成27年12月4日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年12月4日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額57万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成27年*月*日から平成28年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の請求期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から57万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900008号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900033号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和49年5月20日、喪失年月日を昭和50年6月1日とし、昭和49年5月から昭和50年5月までの標準報酬月額については、2万円とすることが必要である。

昭和49年5月20日から昭和50年6月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和49年4月頃から昭和50年5月頃まで
請求期間当時、A社内のBにC名で勤務していた。

A社におけるC名の厚生年金保険被保険者記録を、私の年金記録として認めてほしい。

第3 判断の理由

1 オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者が請求期間当時に使用していたとする氏名(C)及び生年月日(昭和31年*月*日)と一致する、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録(取得年月日は昭和49年5月20日、喪失年月日は昭和50年6月1日)が確認できる。

また、オンライン記録及び前述の事業所別被保険者名簿において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録のある者(請求者が上司又は同僚として名前を挙げた5人を含む。)に対し、請求者の請求期間当時の写真を添付し照会したところ、回答のあった7人はいずれも、当該写真の者について、同事業所に勤務していたCである旨回答又は陳述している。

さらに、請求者は、D校が発行したCに係る卒業証明書を提出しているところ、A社の複数の従業員は、Cは同校を卒業し、A社に入社した旨陳述しており、同校から提出されたCに係る学籍簿の記載内容は、請求者に係る外国人登録原票の記載内容と一致又は符合している上、同原票に記載された請求期間当における居住地は、同事業所が提出したCに係る在職証明書に記載された住所と符合している。

これらを総合的に判断すると、請求者が請求期間当時において、CとしてA社に勤務していたことが推認できることから、前述の基礎年金番号に統合されていないC名の厚生年金保険被保険者記録は請求者の記録とすることが妥当であり、A社の事業主は、請求者が昭和49年5月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、昭和50年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められる。

また、昭和49年5月20日から昭和50年6月1日までの期間の標準報酬月額については、前述のC名の厚生年金保険被保険者記録から、2万円とすることが妥当である。

2 請求期間のうち、昭和49年4月1日から同年5月20日までの期間については、A社の回答及び前述の在職証明書並びに同事業所の元従業員の陳述から判断すると、請求者が、当該期間において、同事業所に勤務していたことがうかがえる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、厚生年金保険の被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされている。

しかし、昭和49年4月1日から同年5月20日までの期間における請求者の厚生年金保険料控除について、A社は、「資料が無いため、不明である。」旨回答しており、同事業所において、請求者と同時期に入社し、請求者と同日の同年5月20日に厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の元従業員は「覚えていない。」旨陳述していることから、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除を事業所及び元従業員から確認することができない。

このほか、請求者の昭和49年4月1日から同年5月20日までの期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、昭和49年4月1日から同年5月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900049号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900034号

第1 結論

- 1 請求者のA社における昭和63年8月16日から平成元年8月31日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。昭和63年8月及び同年9月は13万4,000円を14万2,000円、同年10月から平成元年7月までは13万4,000円を15万円とする。

昭和63年8月から平成元年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和63年8月から平成元年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

平成元年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成元年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

- 3 請求者のA社における昭和63年8月16日から平成元年9月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。昭和63年8月から平成元年8月までは17万円とする。

昭和63年8月から平成元年8月までの訂正後の標準報酬月額(第1の1及び2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和63年8月16日から平成元年8月31日まで
② 平成元年8月31日から同年9月1日まで

請求期間①について、厚生年金保険の記録によると、A社における当該期間の標準報酬月額として、実際に給与から控除された厚生年金保険料に見合う標準報酬月額より低い額が記録されている。

請求期間②については、厚生年金保険の記録によると、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成元年8月31日と記録されているが、私は同日まで同社に勤務していたので、喪失年月日は同年9月1日となるはずである。

雇用保険受給資格者証及び給料明細書を提出するので、請求期間①及び②に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された給料明細書により、請求者が、当該期間において、A社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間①の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、昭和63年8月及び同年9月は14万2,000円、同年10月から平成元年7月までは15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は平成23年2月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主の親族は、「元事業主は既に亡くなっており、当時の資料等も残っていない。」旨陳述しており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間②について、請求者から提出された給料明細書及び雇用保険受給資格者証並びに同僚の陳述等から判断すると、請求者が、当該期間においてA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求者の請求期間②に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、前述のとおり、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主から回答が得られないが、請求期間②について、事業主が厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成元年9月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から請求者の喪失年月日を同年8月31日とする健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年8月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求者は、請求期間①及び②の標準報酬月額の記録について、保険給付の計算の基礎となるか否かにかかわらず、標準報酬月額の記録を実際の給与支給額に見合う額に訂正することを求めているところ、請求者から提出された給料明細書により、請求者が、当該各期間の標準報酬月額の決定の基礎となる期間において、第3の1及び2の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額よりも高い報酬月額の支払を受けていたことが認められる。

したがって、請求者の請求期間①及び②に係る標準報酬月額については、前述の給料明細書により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、17万円とすることが妥当である。

ただし、訂正後の標準報酬月額（第3の1及び2の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800691号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1900032号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和34年2月1日から昭和35年7月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が昭和35年7月1日となっているが、同社には昭和34年2月1日から勤務したため、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

日本年金機構の回答によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和35年7月1日であることから、同社は請求期間において厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A社は、商業登記の記録によると昭和39年に清算終了し、日本年金機構の回答においても同年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、オンライン記録によると請求期間当時の代表取締役3人は死亡又は所在不明のため、事業所及びこれらの者から請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、A社はB社の子会社であったとしているところ、B社は、A社に係る厚生年金保険の適用関係、従業員に係る人事記録、賃金台帳等の資料の保管について不明である旨回答しており、B社から請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、請求者から名前の挙がったA社の元同僚等のうち、オンライン記録により所在の判明した7人に事情照会し、6人から回答を得たものの、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがえる回答又は陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。